

理事会発第一号
令和6年1月30日

全事業責任者 各位

理事長 目崎

法人運営規定について

以下の通り、各事業活動を行うにあたって法人規定を本日付で設けますので、各位周知の上、今後採用する新規ボランティア講師に対して初回面談時に共有の程、宜しくお願い致します。周知の際は別紙1を用いて下さい。

- 1 活動中はいかなる宗教活動、それに準ずる布教の行為を許さない。
- 2 活動に関わる者はいかなるマルチ勧誘(ネットワークビジネス等)を許さない。
- 3 法人内では、以下の行為を例外なく許さない。
 - パワーハラスメント(通称パワハラ)
 - セクシャルハラスメント(通称セクハラ)
 - 上記を含め、厚生労働省で定めるハラスメント行為の全てを許さない。
- 4 上記の行為を確認された者は、当法人定款第12条2項を準用し、総会議決により除名とする。
- 5 上記に掲げる行為を見かけた者は理事長又は理事会へ報告する。
- 6 5の報告ができるように誰かに相談しやすい環境、体制を作ることに努める。

<規定を設けるに至った経緯>

私たちNPO法人unityは、子ども・講師に居場所の提供を行うことで、子ども・講師と共に明るい未来を創ることを目的としている。

しかし、規定1及び規定2の行為は、私たちの活動目的から逸脱する可能性を含んでいる。絶対的に子ども・講師へ居場所の提供を継続させるためにも、これらの規定を設けることはやむを得ない。

また、規定1の宗教活動はNPO方によって禁止されているものである。そして、規定3は、子どもの未来を創る伴走者として至極当然のことである。

私たちは子どもと講師を守り、何人も安心して、活動に専念できる環境を保つ義務を互いに負っている。



全校舎共通

子どもと講師
みんなが安心して
活動できる居場所に

子どもと講師が安心して活動ができるように

私たちの塾/居場所の活動中は以下をご遠慮ください！

- 宗教活動やその勧誘をすること。

- マルチ商法の勧誘やこれに関連する話をする事

- パワハラ・セクハラ・その他ハラスメント行為をすること

私たちは子どもと講師が安全に活動できる環境を

全員で作っていく責任があります！！

皆様のご協力あって、

すごく居心地の良い居場所となっています。

ですが、万一疑わしい行為を見かけたら...

- 安心して運営メンバーもしくは講師グループの通報欄

から教えてください！私たちは必ずあなたの味方です！

